

人吉市農業委員会定例総会
(第4回)

令和5年4月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和5年4月25日

人吉市役所 4階 議会会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 17 号 事業計画変更承認申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 18 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 19 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 20 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 5 議第 21 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農業委員会の意見決定について
日程第 6 議第 22 号 非農地証明願について
日程第 7 議第 23 号 非農地判断の一部変更について
日程第 8 議第 24 号 令和5年度最適化活動の目標等の設定について及び人吉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に係る指針」について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人

同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	簗 田 秀 彦
同	18番	渕 上 澄 雄
同	19番	元 田 和 弘
同	20番	北 村 和 人
同	21番	迫 田 公 江
同	22番	仲 村 建 彦
同	23番	東 照
同	24番	東 悟
同	25番	原 口 政 廣

議事録署名農業委員 7番 福 屋 智 香 子
 議事録署名推進委員 23番 東 照

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前 村 洋 宣
係	長	豊 永 英 紀
主	任	渕 田 奈 緒 美
再 任 用 職 員		坂 井 正 子

開会：9時00分

○（議長）おはようございます。議事に入ります前に事務局から発言の申し出があつております。事務局お願いします。

○（事務局 坂井）おはようございます。机の上に差し替え分の資料をお配りしております。こちらの説明をさせていただきます。実は4月1日で法律が改正されまして、農業経営基盤強化促進法第18条という項目が外されましたので、それに伴い変更するものになります。皆様のほうに事前にお配りしました農用地利用集積計画（案）についての農業委員会の意見決定を求めておりました案件に関する文書が変更になりました。今までは農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき意見決定を求めますという文言が入っていましたが、農業経営基盤強化促進法等の一部が改正されたことによって、お気づきの方もいらっしゃるかもしれませんが、この文言が変更

になっております。改めて別紙のとおり農用地利用集積計画（案）につきまして策定いたしました。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定により意見決定を求めますというように人吉市長からきております。これを受けまして、定例総会の議事日程の文書が変わってきます。議第２１号を修正いたしましたので、改めて差し替えをお願いいたします。これに伴いまして、議案書の１０ページも古い名称の状態です。事前にお配りしておりましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定に基づく農業委員会の意見決定についてというように変更しております。法律が変わったことにより名称が変わったというお知らせでございます。そのことに気づかずそのままの状態です。大変申し訳ございませんでした。改めて差し替えをお願いいたします。

- （議長）本日の会議は出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和５年第４回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に７番委員、２３番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長をお願いします。

- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第１・議第１７号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長）日程第１・議第１７号 朗読

- （議長）１番について３番委員の調査報告をお願いします。

- （３番委員）おはようございます。議第１７号、事業計画変更承認申請に対する許可の決定について１番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外で２筆合計の１，９２１㎡です。位置図はタブレットのとおりです。権利は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は賃貸マンションの位置の変更です。農地の区分は第２種農地で都市計画用途指定区域外です。この案件は令和４年１２月に申請がなされ、許可相当と判断された案件ですが、マンション建設にあたり地盤調査をした結果、北側が軟弱であり、配置変更をする必要があるため今回の申請がなされたものです。前回の申請では南北の方に建物が建つ予定でしたが、今回は東西の方に建つということで位置の変更になっております。被害防除方策については前回と同様に被害が出ないように最善の注意を払うということです。実質審査表をご覧ください。申請地は第２種農地であるが、こ

れに代わる代替地も考えられない立地条件であるため、問題なくやむを得ない。一般基準としまして1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第2・議第18号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第2・議第18号 朗読

○（議長）1番について9番委員の調査報告をお願いします。

○（9番委員）おはようございます。議第18号、農地法第3条の許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、1筆で607㎡でございます。農振区分は農用外で無償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の廃止、譲受人の農業経営の拡大となっております。この譲受人は建設会社に勤務されております。また、個人でも建設関係の仕事を合間にされており、当然、兼業で農業もされております。実は、大畑町の郵便局の前にある会社がありますが、この代表の方が申請地の横の宅地建物の土地を購入されるということになりました。まずは位置図をご覧ください。購入された建物等を今回、事務所として活用するということになったそうです。しかし、建物のある位置が国道に面しまして、カーブになっている内側のほうにあります。そのため国道への出入り口が非常に危ないということで、その横に一段目から国道の方に道がありますが、この道が途中までは舗装されていますが、途中から舗装がされていないために、今回、それを改修して従業員の通用路にしたいということで、その仕事を今回の譲受人にお願いをされたということでありました。改修する横の農地については、会社としては必要ないということで譲渡人から譲受人へ無償で贈与さ

れたということでありました。また、議案書では野菜を栽培するということになっておりましたが、現地確認をしたところ、申請地は湿田で野菜栽培はこのままでは出来ない状態でした。話し合いをした結果、「我が家で重機等を所有しているので、重機等を入れて農地として管理を行い、野菜から変更をして栗を植栽したい。」ということになりました。ただ、農地として管理を行うという案件ですので、5年間は必ず農地として利用をしていただくようお願いをいたしました。譲受人も農地としてきちんと利用するという事で確約をいただきました。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しないと判断をしましたので、皆様方のご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。2番について5番委員の調査報告をお願いします。

○（5番委員）おはようございます。議第18号、農地法第3条の許可申請に対する2番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。田が7,891㎡、畑が696㎡、合計の8,905.08㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。権利種別として3条の無償移転、贈与でございます。譲渡人がもう十数年来、人吉のほうに住んでおられません。生まれは人吉とのことですが、農地を親族から相続をされて、居住の拠点が記載のとおり県外でございます。譲受人が十数年前より管理をされております。所在の場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。ほ場整備をされていない農地ではありますが、この周辺を一括して譲受人がその他の農地も現在、管理されております。今回の申請前も譲渡人から借地をされ、耕作をされておりました。ただ、現況地目が原野になっている農地については非農地通知済みとなっておりますが、この農地につきましても耕作可能と認め、譲り受け後、耕作を行うということでした。農地法第3条の調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しないと判断をいたしました。この案件につきまして、皆様のご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

日程第3・議第19号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第3・議第19号 朗読

○（議長）1番は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（ 議長を職務代理者と交代する ）

○（職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくをお願いします。

1番について10番委員の調査報告をお願いします。

○（10番委員）おはようございます。農地法第4条の許可申請に対する1番の調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農振区分は農用内で面積が2筆合計の1,090㎡でございます。申請人は記載のとおりでございます。ここについては農業用倉庫及び飼料ロール置場となっております。施設等につきましては、記載のとおりでございまして、倉庫が200㎡、飼料稲、コーンロール置場が360㎡、駐車スペース45㎡、通路及び転回スペース485㎡でございます。先ほど申しましたとおり、転用目的は農業用倉庫及び飼料ロール置場となっております。位置図はタブレットをご覧ください。この場所につきましては、牧場に隣接する農地となっておりますので、何ら問題ないと思っております。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第1種農地でございますが、近隣、牧場の隣ということで、許可相当と判断いたします。転用候補地内の農地の区分別面積およびその割合は、第1種農地で1,090㎡の100％となっております。農地の区分と転用目的は、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして1番、3番、

6 番、8 番、10 番に相当と判断いたしました。10 番に関しましては、ここに記載されておりますとおり、令和3年11月11日の人吉市農業振興地域整備促進等審議会において用途区分変更済となっております。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆様方のご審議の方よろしく願います。

○（職務代理者）ありがとうございました。1 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1 番は原案可決いたしました。

ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する ）

○（議長）2 番について3 番委員の調査報告をお願いします。

○（3 番委員）議第19号、農地法第4条の許可申請に対する2 番について報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は3筆で106.11㎡です。位置図をご覧ください。申請人は記載のとおりで、転用目的は通路です。転用目的は東側の進入路確保のためです。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内です。着工と完了は記載のとおりでございます。実質審査表をご覧ください。第3種農地の転用は、許可することができとなっております。一般基準といたしまして1 番、3 番、6 番、8 番は相当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしく願います。

○（議長）ありがとうございました。2 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

3番について事務局より報告をお願いします。

○（事務局 刈田主任）おはようございます。事務局よりご説明をいたします。議第19号、3番についてですが、令和5年4月17日に取り下げ書の提出がありました。理由といたしましては、当該農地が農業振興地域内の農用地区域内農地につき、まずは、農用地区域内農地から除外の申請と許可の手続きが必要なためです。いわゆる、農振除外をしないと農地法第4条の申請を受け付けられないためです。除外が先ということで、今回、取り下げ書が提出されました。以上、報告をいたします。

○（議長）日程第4・議第20号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第4・議第20号 朗読

○（議長）1番について2番委員の調査報告をお願いします。

○（2番委員）おはようございます。議第20号、農地法第5条の許可申請に対する1番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、畑2筆の合計355㎡です。権利種別は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。今回の申請理由と土地の選定理由といたしまして申請人は現在、親御さんと同居されておりますが、子供も4人で手狭になり、土地を探していたところ、申請地が見つかったので購入することになったとのことでございます。事業の目的及び必要性としまして、申請地は住宅密集地ではなく、環境も良い所で個人住宅を建てるには、最適である土地であるということでございます。給排水計画につきましては、給水計画は市上水道に接続する。排水計画は、雨水は自然浸透式、生活雑排水と汚水は合併浄化槽にて処理後、西側水路に放流するということです。被害防除計画につきましては、北側、南側、西側、東側は道路と水路でありますので、隣接との位置関係から日照、通風被害はないと思われます。造成中の被害防除方策につきましては、造成、建設工事中の土砂の隣接地への進入がないよう施工いたします。完成後の被害防除方策といたしまして、万が一、被害が出た場合には当方に

において責任をもって対処するということでございます。実質審査表をご覧ください。農地の区分といたしまして、第1種農地。農地の区分と転用目的、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、それに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。2番について8番委員の調査報告をお願いします。

○（8番委員）2番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で農振区分は農用外、面積は468㎡となっております。権利は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅となっております。譲渡人と譲受人は同じアパートに住んでおられ、譲受人の家族が増えて手狭になったので、家を建てる場所を探しているという話をされたところ、譲渡人から申請地を紹介されたとのことで今回の申請に至ったということでした。汚水は下水道へ放流、雨水は側溝へ放流するということでした。その他被害等があれば、相手方としっかりと協議をするということです。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的は、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準として1番、3番、6番、8番に適当と判断をいたしました。総合判断として立地条件及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数のつき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

3番から6番について7番委員の調査報告をお願いします。

○（7番委員）おはようございます。議第20号、農地法第5条の許可申請に対する3番についてご報告いたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外です。面積は5筆合計の2,593㎡のうち2,261㎡が転用面積となっております。所有権の移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的、転用理由といたしまして、共同住宅の新築となっております。ここは第2種農地でありまして、都市計画用途指定区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。この土地は、譲渡人が高齢でもありますし、市外に居住しておられまして管理が出来ないということで、今回の申請となっております。周りは住宅に囲まれた土地で2年前から耕作が出来ておりません。実質審査表をご覧ください。立地基準といたしまして、申請地は第2種農地で、農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であります。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

次に4番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外となっております。面積は611㎡となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的、転用理由といたしまして、分譲住宅となっております。申請地は第2種農地で都市計画用途指定区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。この土地は先ほどの案件のすぐ近くでもありますが、ここも譲渡人が県外に居住されておられまして、会社勤めをされております。土地の管理が出来ないということで、今回の申請となっております。ここは浄化槽を設置し、雨水排水については、近くの溝に流すということで水利組合の同意書も取っております。実質審査表をご覧ください。立地基準といたしまして、第2種農地であります。該当事項とした判断理由は先ほどの案件と同じです。一般基準といたしまして1番、3番、6番、7番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

次に5番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外となっております。面積は2,210㎡となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的、転用理由は駐車場及び倉庫の建設となっております。第3種農地で都市計画用途指定区域内となっております。着工と完了は記載のとおりですが、埋め立て造成の手続きが上手くいっていないということで少し遅れるということでした。会社の駐車場が狭くなり土地を探していたところ、近所に申請地があり、選定されたそうです。ここは小作で作っておられた方が耕作を辞められたので、去年は不耕作だった土地です。ここも譲渡人が県外に居住されており、管理が出来ないということで、譲受人が職員の駐車場と車の洗浄などを行う場所にしたいということです。排水は枡を作ってその上澄みを近くの側溝に流すということでした。汚水については、駐車場ですので問題はないということです。隣の田につきましても造成などによる被害が及ばないように注意をするということで何かあった場合には、双方で話し合って解決するということになっております。実質審査表をご覧ください。立地基準は第3種農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地である。第3種農地の転用は許可することができるとなっております。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番、10番は適当と判断いたしました。立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

次に6番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外となっております。面積は543㎡となっております。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的、転用理由といたしまして、個人住宅の建設となっております。ここは第2種農地であります。都市計画用途指定区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。貸付人と借受人は親子でありまして、息子さんの方が今は借家住まいをされておられますが、兼業農家をしたいということで家の農業を少し手伝っておられます。自分でも畑とかを作りたいという希望の下、自宅の近くにある畑を今回、住宅地として申請されました。ここは生活雑排水については、浄化槽を設置し、雨水排水については近くの側溝に流すということです。現在、道より下の方にありますので、そこを道以上に埋め立てて、造成をしてから建てられるということです。実質審査表をご覧ください。立地基準といたしまして、第2種農地です。農用区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であります。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。3番から6番までの報告がありましたが、審議は一つずつ行います。3番の報告について質疑はありませんか。

○（17番委員）昨年、どなたか分かりませんが、水稻が作られていたと思います。耕作者との協議は終わっているのでしょうか。

○（7番委員）終わっております。

○（議長）よろしいですか。ほかにございませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
4番の報告について質疑はありませんか。

○（1番委員）備考に建築条件付き売買予定地と書いてありますが、どのような条件があるのでしょうか。

○（事務局 刈田主任）事務局よりお答えいたします。こちらの農地は第2種農地になります。第3種農地であれば転用は可能となると思いますが、第2種農地は農地として守るべき割合が高いということで今回、分譲用地となりますので、建築に一定の条件を課して売買される農地となります。いろいろと条件はありますが、例えば、建築からおおむね1年以内に住宅を建てるという条件があります。もし、それが確保できなかった場合には、譲受人が申請時に提出していただいた図面等の形で必ず履行していただくという一定の条件を課している農地になりますので、建築条件付きの売買予定地としております。第2種農地や第1種農地は農地として守るべき割合が高いので、こういうケースには建築条件付きの売買予定地としております。最近では、平成31年にここの近くで同じようなケースがあつて、建築条件付きの売買予定地として議案に上げたケースがあります。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。
5番の報告について質疑はありませんか。
- （17番委員）一般基準の10番についてです。河川に橋を架けられるということで管理者は市の下水道課となっていますが、下水道課が管理者で間違いないですか。
- （事務局係長）河川は河川管理者の道路河川課がほとんど管理をしておりますが、その中に水路等もあります。下水道課が管理する水路も市内には願成寺などにあり、市役所の後ろに通っている溝がありますが、ここも下水道課が管理者となっている水路になります。それと同じ流れでこの該当地も下水道課が管理している水路であります。管理者の下水道課に橋を架ける許可の相談には行かれているとのことですので。申請をすると、許可がおおむね下りるということはお聞きしております。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。
6番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって6番は原案可決いたしました。
7番について1番委員の調査報告をお願いします。

- (1番委員) 議第20号、農地法第5条の許可申請に対する7番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目はいずれも田で、面積は合計の7,957㎡のうち転用面積は2,980.22㎡となっております。権利は賃貸借権の設定でございます。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的といたしまして、災害復旧工事に伴う工事用道路及び仮設物設置となっております。一時転用でございまして、球磨管内治山激甚災害特別緊急事業ということでございます。砂防ダムを作る計画でございます。位置図といたしまして、胸川に架かっております橋から下流のほうに500mほど下がったところの土地でございます。この土地の奥の山側が土砂災害に遭っておりまして、そこの工事をするということでございます。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的といたしまして、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- (議長) ありがとうございます。7番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって7番は原案可決いたしました。
8番について3番委員の調査報告をお願いします。

- (3番委員) 議第20号、農地法第5条の許可申請に対する8番の報告をいたします。
議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用

外、面積は4筆で545.11㎡です。位置図をご覧ください。権利種別は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで親子関係になります。転用目的は個人住宅及び通路です。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内です。着工と完了は記載のとおりでございます。この土地は先ほどの4条の申請が出た北側になります。現在、賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になったため、住宅建築の必要性が生じていたため。譲渡人は譲受人の実父であり、土地の所有権を娘である譲受人へ譲渡して、譲受人の夫が建築するということでもあります。申請地東側及び北側に譲渡人の農地があり、袋地となるため通路用地として今般併せて申請するということになっております。雨水は敷地内で集水後、浸透枳にて全浸透処理。生活雑排水、汚水につきましては、南側既存公共下水管へ接続し、放流するということになっております。被害防除方策については、被害が生じないよう細心の注意を払うが、万が一、不都合があった場合は申請人が責任をもって対応することになっております。質審査表をご覧ください。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。8番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって8番は原案可決いたしました。

9番について6番委員の調査報告をお願いします。

○（6番委員）議第20号、農地法第5条の許可申請に対する9番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆で339㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は個人住宅の建築となっております。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内となっております。申請地は別紙位置図15ページのとおりとなっております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。農地の区分は第3種農地となっております。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお

願ひいたします。

- （議長）ありがとうございました。9番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって9番は原案可決いたしました。

- （事務局長）ここで私のほうから報告をさせていただきたいと思います。先ほどの8番の3番委員の案件でございますが、ご承知の方もおられるかと思いますが、昨年度まで市民農園として本市がお借りして開設しておりました。昨年度末で市民農園を閉園いたしましたので、元の持ち主の方へお返しをするということでございます。今後の流れといたしましては、今年度の予算で原形復旧をするということになっております。あそこに建てているハウスや使っていなかった部分なども一度、きれいに整地をした後にお返しをしてその後、この工事が行われるということでございますので、皆様のほうにはお知らせをしておきたいと思います。以上です。

- （議長）日程第5・議第21号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第5・議第21号 朗読

- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が7番は2番委員となっております。
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることができませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和５年４月１７日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第１５条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず、１ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が３４，０８３㎡、「畑」が１０，７６０㎡、合計の４４，８４３㎡あがってきております。一番下の所有権移転については「田」が１２，４４８㎡、「畑」はありませんでした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に２ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。公社買入が２件、公社売渡が０件、計の２件ございます。次に３ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が４件、再設定が４件、合計の８件あがってきております。いずれの案件もそれぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をいただいております。次に４ページをご覧ください。中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。「田」が２０，０５７㎡、「畑」が７，６７７㎡、合計の２７，７３４㎡になります。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります議案書に目を通す時間を５分間ほどとります。１０時１６分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

７番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の7番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第6・議第22号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第6・議第22号 朗読

- （議長）1番について24番委員の調査報告をお願いします。

- （24番委員）議第22号、非農地証明願の1番の調査報告をいたします。総会議案書の11ページをご覧ください。非農地証明の願出人、土地の所在、地目等はそれぞれ記載のとおりです。実は、この農地は令和5年2月総会の議第12号の1にて審議頂いた6筆のうちの一つであります。調査結果はクヌギの植栽があったため、農地としては認められないが、意図的に植栽されたものであるため、非農地証明の交付は適当でないと報告し、可決されました。その結果を所有者に通知しましたところ、令和5年4月10日に農地法第4条の申請がなされ、令和5年4月総会案件の対象になりました。事務局で現地調査したところ、1月30日の調査結果とは異なり、現地にクヌギは植栽されておらず、竹藪化しているとの報告を受けました。このため、4月13日午後3時から9番委員、事務局2人と私の4人で改めて現地調査しました。地図、農地ナビを基に詳細に確認しましたところ、確かに現地は竹藪が広がっておりました。2月総会で可決された同じ字の2087番にクヌギが植栽されておりましたが、2089番も一体と見做して誤った判断をしてしまったこととなります。1月に申請された「非農地証明願」について正しい調査結果に基づき、この申請地は農地に復元することは困難であり、非農地証明の交付は適当であると思います。ただし、クヌギの植栽されていた2087番外2筆について、農業振興地域整備計画内農地であるため、農振除外の手続き後、審議いただくこととなります。以上、報告をいたします。皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第７・議第２３号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第７・議第２３号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）議第２３号、非農地判断の一部取り消しについてご説明いたします。
総会議案書の１２ページをご覧ください。所在、登記地目、面積、所有者は記載のとおりでございます。それぞれ令和３年１２月と令和４年１２月総会でこれらの農地を非農地の判断をされましたが、今回の議第１８号の２番の議案にて農地法第３条第１項の許可申請がされたことに伴い、非農地判断の取り消しをいたします。以上、ご報告いたします。

○（議長）ありがとうございました。質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

原案説明のとおり、ご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第８・議第２４号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第８・議第２４号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局係長）皆様の机のほうに資料をお配りしております「令和５年度最適化活動の目標の設定等」右上に別紙様式１と記載されております資料をご覧ください。令和５年度も最適化活動の目標を設定いたしました。皆さんの任期の期間が令和５年７月１９日までとなっております。まず、１ページには２０２０年の農林業センサスの数字を記載しております。１ページに記載されている数字は全く変わりございません。

次の２ページをご覧ください。最適化活動の目標ですが、県の農地の集積の目標年度が令和１１年になっております。本市も令和１１年度が最終目標年度となっております。この令和１１年度に目標を達成するためには、集積率は８０％までもってこないといけないということで、それを逆算しますと、１年に９３ｈａずつ集積をしていかなければいけないという目標数字が設定されます。今年度の新規集積目標面積は９３ｈａ。今年度末の集積面積は前年度までの集積面積に９３ｈａを足した５２４ｈａとなります。その下の遊休農地の解消についてですが、昨年、委員の皆さんに農地利用状況調査で回っていただいて、１号遊休農地と判断していただいたＡ判定の農地が３０ｈａございましたので、ここは現状が３０ｈａとなります。２番の目標ですが、目標は令和３年度の利用状況調査で上がってきた数字が２０ｈａでしたので、その中の５分の１を解消しなさいということなので、２０ｈａのうちの４ｈａが遊休農地の解消目標面積となります。一番下のイの新規発生遊休農地の解消ですが、ここは前年度が３０ｈａ、前々年度が２０ｈａですので、３０ｈａと２０ｈａを引きまして１０ｈａの数字が上がってきております。

次の３ページをご覧ください。新規参入の促進になります。これにつきましては、直近の３年間の実績となっております。２番の最適化活動の活動目標になります。これにつきましては、昨年も月７日を設定させていただきましたので、今年も変わらず７日のほうを設定させていただいております。

次に人吉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」になります。これは令和１１年度の最終目標に合わせて指針を設定しております。昨年度と変わりはありませんが、変わった部分のみ説明いたします。まず、第１の基本的な考え方の中ほどになります。「本市が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として策定した地域計画に合わせて、農業委員会においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した目標地図などを明確化し、目標地図の実現に向けて農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約等の加速化、農業委員・農地利用最適化推進委員による、農地利用最適化活動を推進していく必要がある。」という文言を今年は新たに入れております。２ページと３ページは今年度の目標の数値や現状を入れており、令和１１年４月の数値は昨年度と全く変わりません。最後に５ページになります。第３のところに新たに「地域計画」の目標を達成するための役割ということで入れさせていただいております。人吉市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用して

いくため、人吉市農業委員会は次の役割を担っていく。日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認、農家への声掛け等による意向把握、「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング、農地中間管理事業の活用の働きかけ、「地域計画」の定期的な見直しへの協力ということで新たに追加をさせていただきます。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。質疑はありませんか。

○（８番委員）月当たりの活動についてですが、月に１日活動すればよかったと思うのですが。

○（事務局係長）月の活動は最低でも１日はしていただくようお願いをしております。活動しない月があると皆さんに最適化活動の実績がいかないということでしたが、１日だけでもしていただければ、達成することができます。最低１日ですが、人吉市の月平均の目標は１人当たり７日というのは、昨年と同じように設定されておりますので、ここは変わりありません。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。原案説明のとおり、ご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
これで本日の議事は全部終了いたしました。
これにて令和５年度第４回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ １０時４０分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員